別表第七㈢の表の備考２㈢を削り、同表の備考２㈣中「基準日の住所」を「基準日（平成　年　月　日）の住所」に、「非課税口座の開設の」を「非課税口座に非課税管理勘定（法第37条の14第５項第２号に規定する非課税管理勘定をいう。以下同じ。）を設ける」に、「法第37条の14第５項第１号」を「同項第３号に規定する非課税適用確認書（同項第１号」に、「添付された同項第３号に規定する非課税口座開設確認書」を「添付して提出されたものを含む。）」に、「同条第６項」を「同項第３号」に改め、同表の備考２㈣を同表の備考２㈢とし、同表の備考２㈤中「「当初取得上場株式等」を「「当初取得等上場株式等」に、「当初取得上場株式等（」を「当初取得等上場株式等（」に、「が開設された」を「に非課税管理勘定が設けられた」に、「法第37条の14第５項第２号イに規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等」を「当該非課税口座に受け入れた法第37条の14第５項第２号イ⑴又は⑵に掲げる上場株式等」に、「施行令第25条の13第９項各号に規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等」を「当該非課税口座に受け入れた施行令第25条の13第10項各号に掲げる上場株式等」に、「その当初取得上場株式等又は分割等上場株式等」を「当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定ごと」に改め、同表の備考２㈤ロ中「当初取得上場株式等」を「当初取得等上場株式等」に、「第25条の13第９項各号」を「第25条の13第10項各号」に、「の数又は口数）」を「のうちその年分の非課税管理勘定に受け入れた数又は口数）」に改め、同表の備考２㈤く中「当初取得上場株式等」を「当初取得等上場株式等」に改め、同表の備考２㈤を同表の備考２㈣とし、同表の備考２㈥イを次のように改める。

イ　「事由」の項には、その非課税口座内上場株式等の非課税口座に係る非課税管理勘定からの払出しの事由について、その払出しの事由の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるように記載すること。

⑴　譲渡（㈤に掲げる事由に該当するものを除く。）　譲渡

⑵　法第37条の14第４項第１号に掲げる事由　口座移管等

⑶　法第37条の14第４項第２号に掲げる事由　相続等

⑷　法第37条の14第４項第３号に掲げる事由　契約外譲渡

⑸　当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定への移管　勘定移管

別表第七㈣の表の備考２㈥を同表の備考２㈤とし、同表の備考２㈦中「ついて、」の次に「当該非課税口座に係る非課税管理勘定ごとの」を加え、同表の備考２㈦く中「第18条の15の９第２項第７号ロ」を「第18条の15の９第２項第６号ロ」に改め、同表の備考２㈦を同表の備考２㈥とし、同表の備考２㈧中「第25条の13第９項各号」を「第25条の13第10項各号」に改め、同表の備考２㈧を同表の備考２㈦とし、同表の備考２㈨から⑿までを同表の備考２㈧から⑾までとする。

別表第十一から別表第十二までを次のように改める。

別表第十一㈠

教育資金非課税申告書

税務署長殿　　平成　年　月　日

受贈者	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	
	生年月日（年齢）	昭・平　．　．　（　歳）
受贈者の代理人	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	

下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の２の２第１項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

贈与者		贈与者から取得をしたもの			左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭又は金銭等の別	信託受益権、金銭又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の取得年月日	
ふりがな 氏名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
続柄					
ふりがな 氏名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
続柄					

取扱金融機関の営業所等	名称			
	所在地			
既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備考

１　この申告書は、法第70条の２の２第２項に規定する教育資金管理契約（以下別表第十一㈥までにおいて「教育資金管理契約」という。）に基づいて当該教育資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第１項の規定の適用を受けようとする場合に、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第２項第５号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第２号に規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。